

特記仕様書

工事名 星田小川雨水幹線整備工事
履行期間 令和3年7月2日から令和4年3月16日まで

第1条 本工事の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木工事共通仕様書（令和3年4度版 大阪府都市整備部）」（以下「共通仕様書等」という。）、「下水道土木工事必携（案）2014年版 公益社団法人日本下水道協会」を準用するものとする。
（共通仕様書等は下記ホームページアドレスからダウンロードできます。）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/dobokuhikkei.html>

第2条 以下、共通仕様書等に対する特記事項は次のとおりとする。

共通編

1-1-1-18 建設副産物

特定建設資材等の再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材等 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受け入れ条件
コンクリート塊	株式会社協和	大阪府枚方市尊延寺 4581 番 11 の一部	7：30～16：30
建設発生土	堀之内建材株式会 社	大阪府枚方市大峰東町 11- 3	8：00～17：00
竹・根	株式会社都市樹木 再生センター	大阪府大東市大字龍間 1266 番 5	8：00～18：00

上記については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

1-1-1-26 工事中の安全確保

本工事において、仮設ポンプ等の機能に支障の無いように作業をすること。特に現場打ち水路施工の際には既設流水を阻害せず施工すること。

土木工事共通編

3-2-10-1 仮設工 一般事項

仮設工としては工事用道路工、土留・仮締切工、水替工、仮水路工等を計上しているが、仮設工法を指定するものではない。なお、受注者の提示する工法と異なる場合においては監督職員と協議するものとする。

第3条 その他特記事項

1. 基礎地盤改良（置換Ⅰ）については、基礎底面下の地質を堆積土と想定し、暫定の厚さを記載している。
工事着手にあたり事前に基礎地盤の調査を行い、結果を監督職員に報告し、検討の結果により改良の有無及び改良の厚さについて決定し行うこと。
2. 既設の境界プレート等が欠損した場合は、受注者の責任において適切に復元すること。
3. 工事を施工するために、設計図記載の範囲の土地を借用すること。なお、借地料が必要な場合は設計変更の対象とする。
4. 既設水路との接合部については、事前に調査を行い、設計との不整合がある場合は、すみやかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
5. 本工事に隣接して既存構造物が位置しており、施工に際し、施工方法等監督職員と協議の上、着手するものとする。
6. 本工事区域の工事進入路は既存車庫を横断し、車両及び資材の搬出入を計画しているが、車庫内道路は防塵及び汚濁防止の維持管理を徹底すること。
7. 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

－ 以 上 －